

火災保険改定のご案内

火災保険の始期日が2022年10月1日以降となるご契約から、以下の改定を行いますので、ご案内します。
このご案内は改定概要を説明したものです。契約内容の詳細につきましては、約款・重要事項説明書等をご確認ください。

1. 保険料の改定

(1) 保険料の改定

直近の大規模な自然災害の影響を踏まえ、損害保険料率算出機構は、2019年に引続き、2021年5月に参考純率(*1)を改定しました。この参考純率改定を受け、当社の保険料水準の見直しを行います。(*2)

(*1) 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

(*2) 補償内容・所在地・構造級別・築年数により、改定の傾向は異なります。

(2) 築年別料率の改定

建物の築年によるリスク実態を反映するため、従来の築年別料率区分の「築15年以上」を細分化します。

築年別料率	築年別料率
・築5年未満	・築5年未満
・築10年未満	・築10年未満
・築15年未満	・築15年未満
・築15年以上	・築20年未満
	・築25年未満
	・築25年以上

2. 保険期間の5年制限化

参考純率の改定に伴い、保険期間を最長10年から最長5年に短縮します。

3. 評価基準の改定

建築費や物価の上昇等を踏まえ、建物の評価基準を改定します。

なお、評価基準の見直しによって、火災保険の継続時に保険金額が変更となる場合があります。